

幼児期までのこどもの育ち に係る基本的なビジョン

(はじめの100か月の育ちビジョン)



要旨

高山市 こども未来部

幼児期までのこどもの育ち に係る基本的なビジョン

(はじめの100か月の育ちビジョン)って？

R5.12.22閣議決定

こどもの成長発達に特に重要な「はじめの100か月」について、
基本的な考え方を示すため、国が取りまとめたもの

「こども家庭審議会」「幼児期までのこどもの育ち部会」の議論や
当事者の意見聴取などを経て策定された

保護者や保育士、専門職などこどもと直接接する人は勿論、こ
どもと過ごす公共空間の利用者、地域社会を構成する全ての人
がこどもの育ちに直接・間接に関わるため、全国民が本ビジョン
の内容に関心や理解を深めることが期待される。



はじめの100か月とは？

妊娠中 未満児 以上児 小1
(10か月) (平均78か月) (12か月)



0

はじめに

1

はじめの100か月の
育ちビジョンを
策定する目的と意義

2

幼児期までのこどもの
育ちの5つのビジョン

3

はじめの100か月の
育ちビジョンに
基づく施策の推進

こども基本法

(R5.4.1施行)

こどもの最善の利益を第一に考え、こども政策を社会の真ん中に置く「こどもまんなか社会」の実現を目指す

こどもの誕生前～幼児期は生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期

全ての人で、この時期からのこどものウェルビーイング向上を支えていければ、「こどもまんなか社会」の実現へ大きく前進

➡ 社会全体の認識の共有を図る
政府全体の取組みを強力に推進する羅針盤とする
本ビジョンを策定 (R5.12.22決定)

※ウェルビーイング(well-being)とは身体的のみでなく、精神的、社会的にも良好(well)で満たされている状態(being)、広い意味での幸福のこと

本ビジョンが目指す社会

- ・乳幼児を含む全てのこどもが、**権利の主体**として、命と尊厳と権利を守られる
- ・乳幼児の思いや願いが受け止められ、**社会への参画**が応援される
- ・乳幼児と保護者が、安定した**愛着(アタッチメント)**を形成できる
- ・人や場との出会いを通じ、**豊かな「遊びと体験」**が保障される
- ・保護者になる以前から切れ目なく、様々な人や機会に支えられ、こどもとともに育ち、**成長が支援・応援**される
- ・分野や立場を超えた共通認識により、乳幼児に関わる人が緊密に連携し、「面」での**支援が実現**できる
- ・乳幼児と全ての人が、**ともに育ち合う好循環**が続いている
- ・保護者や保育・支援者などが、社会から**尊い役割を応援**され、安心して**こどもの笑顔や成長を喜び合う**ことができる

0

はじめに

1

はじめの100か月の
育ちビジョン
を策定する目的
と意義

2

幼児期までのこどもの
育ちの5つのビジョン

3

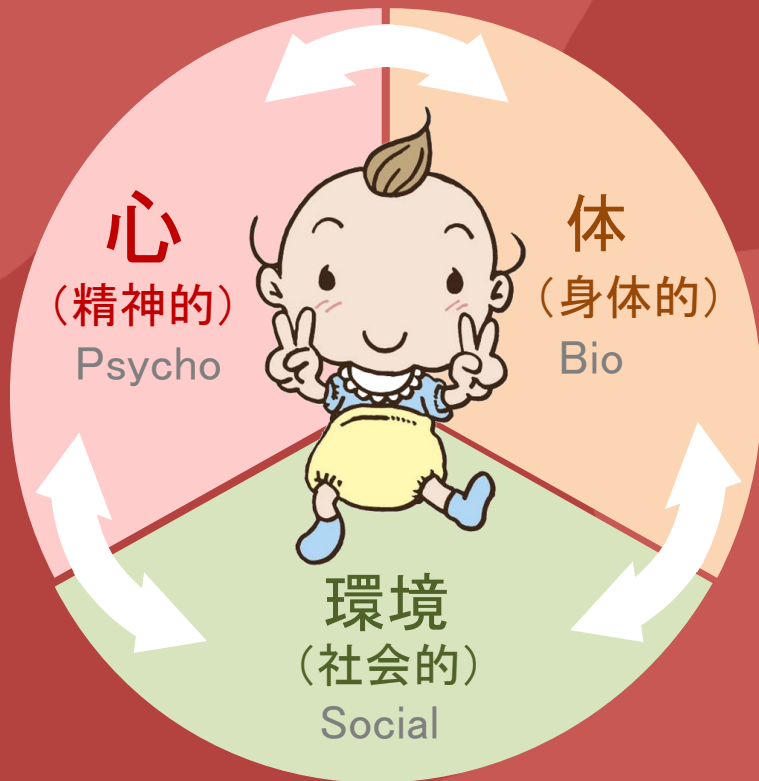
はじめの100か月の
育ちビジョンに
基づく施策の推進

【ビジョンの目的】

「はじめの100か月」から
生涯にわたる
全てのこどもの
ウェルビーイングの向上



こどももおとなも含めた
個の集合体としての
社会全体の
ウェルビーイングの向上



心と体と環境は、相互に影響して成り立っており
ウェルビーイングは、全ての面を一体的に捉えた幸福であるため
こどもの心と体、周囲だけでなく社会全体を整える必要あり

安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合ったりすることで、安心して育つ

満たされたい

愛されたい、食べたい、寝たいなどの欲求を自分のペースに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活リズムを作りながら育つ

関わってみたい

こども同士の関わりを通じ、様々な感情を経験しながら人との関わり方を学んだり、多様な人や環境との関わりを通じ、違いや個性があることに気づいたりして育つ

遊びたい

興味のおもむくまま夢中に遊んだり、自然を体験したり、絵本や地域行事など文化に触れたり、食事を楽しむなどあらゆる「遊びと体験」を通じ、様々なことを学びながら育つ



認められたい

周囲にありのままを受け止められ、尊重され、自分の存在などを認めてもらうことで、自身がついたり、他者への理解や優しさを育んだりしながら育つ

心乳幼児は、上記のような**思いや願い**を持ちながら、身近な人や周囲の環境(社会)との**応答的な関係**の中で心身の発達を図り、**生涯にわたるウェルビーイングの基盤**を築く

【はじめの100か月の重要性】

- ✓ 生涯の健康や病気になりやすさなど「育ち」を支える基盤は、胎児期や生後早期の環境の影響を強く受ける
- ✓ 質の高い幼児教育は長期にわたる「学び」に好影響を与える
- ✓ 生涯にわたるウェルビーイングの基礎となるこの時期への社会的投資が、時代の社会のあり方を大きく左右する



【育ちの保障(こどもの権利)への課題】

- ✓ 児童虐待による死亡事例の約半数が0~2歳である
- ✓ こども同士・保護者以外のおとなと関わる機会や自然環境や社会文化に触れて豊かに育つ機会が家庭状況によって左右される
- ✓ 保護者世代の幼児期と、家庭や地域の状況が大きく変化しており、従来の発想を超えて対応すべき課題がある

【ビジョン
の意義】

社会全体で
認識を共有



国を挙げて強力に施策を
推進するための羅針盤

✓ 共生社会の実現に向けて、**インクルージョン**（多様性を尊重し、包摂的に支援）
の考え方を前提に、**切れ目のない支援**を確保

こどもの
視点から
切れ目ない育ちの
質の保障

時間

誕生・就園・就学の前後など大きな
節目はあるものの、**こどもの発達**は、
一人ひとり異なるペースで、**絶え間
ない連続性**のなかで進む

年齢や学年といった事情で引
かれた線が、**こどもの育ち**の大き
な切れ目にならないような不
断の取り組みが必要

空間

こどもは複数の場所や多様な人との
関わりの中で育っており、**間接的**を
含め**多層的**に広がっているものの、
家庭や保育施設、関係機関、地域な
ど**こどもの育ちを支える環境（社会）**
は**全てつながっている**

本ビジョンの理念や基本的な
考え方を**共通言語**として共有
し、それぞれの「**点**」での支え
が、横につながった「**面**」の**ネッ
トワーク**で**こどもの育ちを支え
る環境（社会）の構築**が必要

【ビジョンの理念】

(1) 全てのこどもが一人ひとり個人として**多様性が尊重され、差別されず、権利が保障**されている こども基本法第3条第1号関係

(2) 全てのこどもが**安全・安心に生きることができ、育ちの質が保障**されている こども基本法第3条第2号関係

(3) こどもの**思いや願いが受け止められ、主体性が大事に**されている こども基本法第3条第3号・第4号関係

(4) 子育てする人がこどもの**成長の喜びを実感**でき、それを支える社会もこどもの**誕生、成長と一緒に喜び合える** こども基本法第3条第5号・第6号関係





✓こどもと日常的にかかわる機会がない人も、間接的にこどもの育ちの支え手として地域社会を構成

✓全ての人がそれぞれの立場でこどもの育ちに関する役割を持っており、当事者であるという捉え方が大切

✓今をともに生き、次代をつくる存在であるこどもの生涯にわたるウェルビーイング向上を実現することは、社会全体の全ての人々のウェルビーイング向上を持続的に実現するために不可欠な未来への投資

0

はじめに

1

はじめの100か月の育
ちビジョンを策定する
目的と意義

2

幼児期までのこ
どもの育ちの5
つのビジョン

3

はじめの100か月の育
ちビジョンに基づく施
策の推進

乳幼児期までの
こどもの育ちの
ビジョンの
5つの柱





✓こどもの権利と尊厳を守ること
こどもの育ちの質の向上を図ること
の双方が重要である

✓権利の主体としての乳幼児の権利を
守る視点に立ち返り、こども基本法にの
っとり、こどもの権利に基づき、こども
の育ちの質を保障し、向上させてい
く必要がある

生涯にわたるウェルビーイング

挑戦

豊かな「遊びと体験」

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など出会い、関わりを通じて様々な感覚を働かせ、環境から刺激を受けることが欠かせない

遊びに没頭し、自らの遊びを発展させていくことで、言語や数量など認知的スキル、創造性や思いやり、社会性など社会情動的スキルの双方を育む
こども自身が主体的に、夢中に遊ぶことが大切(おとなは環境を整える)

安心

「アタッチメント(愛着)」

こどもが不安な時など、身近なおとな(愛着対象)に気持ちを受止められ、寄り添われる経験を繰り返すことにより、獲得される安心の土台

自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体を発展させていくために重要
非認知能力の育ち、生きる力につながる(保護者の育ちにとっても重要)

✓こどもの育ちは**連続性と多様性が基本**となるが、誕生・就園・就学など**大きな環境変化が存在するため**、母子保健とこども家庭福祉の連携も含め、**切れ目のない支援が重要**

[妊娠期]

母親の生活習慣や栄養状態を含めた**心身の健康**を支え、父親を含めた**知識習得**、**子育てをポジティブに感じられる**ような支援が重要

分かりやすく**信頼できる情報へアクセスし易く**し、**専門性のある伴走者の存在を確保**することが重要

[おおむね1歳から3歳未満]

基本的な身体や運動機能が発達し、様々な動きを楽しみながら人やモノとの関わりを広げ、**行動範囲を拡大**させる時期

保護者の就労環境、保育園などの利用状況が変わる場合にも、**こどもの育ちの質が保たれる**よう留意することが重要

[乳児期]

生きる基本の全てを保護者に依存し、**アタッチメント(愛着)**を形成しはじめる重要な時期(保護者にとって、特に**大変さを感じやすい**時期)

子育てについて学んだり、喜びや悩みを共有できる場があること、**負担感や孤立感の緩和**など**全ての人で重層的に支えていく**ことが必要

[おおむね3歳以上から幼児期]

多くが**保育園**などで様々なこどもと関わりを通じて育ち、**就学**につながっていく時期(対話や集団生活を通じ、**自己肯定感**などを得て育つ時期)

家庭、医療・保健・福祉・教育などの関係施設、地域が連携し、**連続した生活の場**として**こどもの育ちの質を保障(学童期に接続)**することが重要

[事実]

- ✓ 保護者は、こどもの養育の第一義的責任を有し、アタッチメント(愛着)の対象者としてこどもの育ちに強い影響を持つ
- ✓ 保護者自身も初めての子育てで手間もかかる大変な時期
- ✓ 障がい、ひとり親、貧困家庭など特別な支援を要する子育て家庭もある
- ✓ 制度やサービスを知らない支援を受けることに躊躇・偏見がある自身の状況の説明が困難など支援を受けるにはハードルがある場合もある

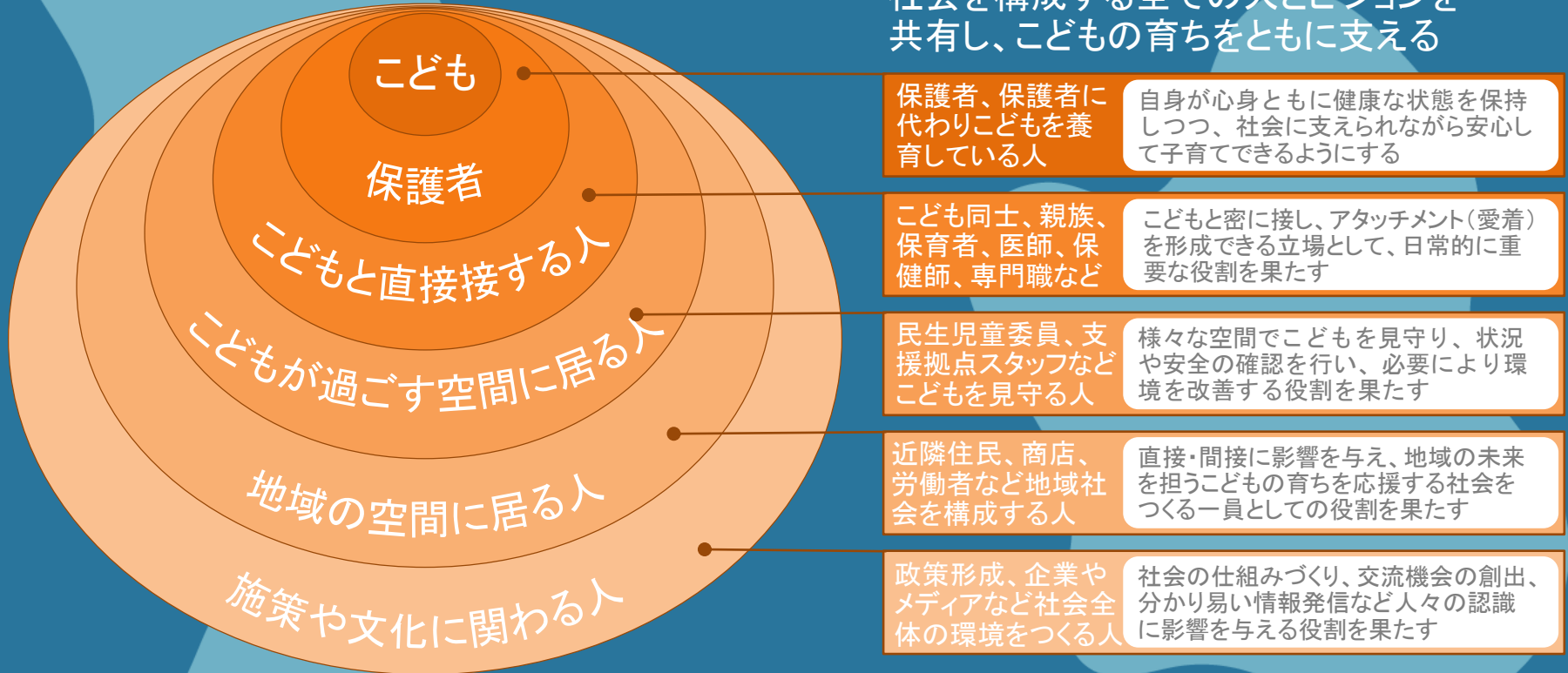
[あるべき姿]

- ✓ 保護者自身のウェルビーイングを高めることが、こどものウェルビーイングを高める上でも欠かせない
- ✓ 保護者が、子育てを自分だけで背負わず、親子関係の構築や、主体的な学びに向けた支援を受けることが当たり前前の社会環境を作っていく必要がある
- ✓ 保護者自身も、こどもとともに育つという視点が重要であり、性別によらずこどもと関わる経験を確保することが、保護者の成長やこどもの育ちの保障にもつながる

[実現に向けて]

- ✓ 子育て、家庭教育の双方の観点で保護者の成長を支援
- ✓ こどもと触れ合う時間や経験の確保のための保護者の労働環境の整備
- ✓ 保健師やソーシャルワーカーなど専門職による伴走支援
- ✓ 保護者が分かり易く信頼できる情報に主体的にアクセスし学べる環境
- ✓ 保護者同士のネットワーク形成

【こどもまんなかチャート】



※空間には、保育所や拠点施設だけでなく、公園・自然環境・デジタル空間などを含む

0

はじめに

1

はじめの100か月の育
ちビジョンを策定する
目的と意義

2

幼児期までのこどもの
育ちの5つのビジョン

3

はじめの100か月の
育ちビジョン
に基づく施策の
推進

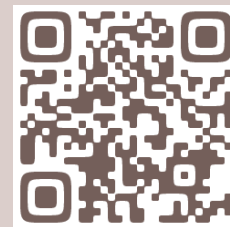


✓ビジョンをこどもの育ちの充実につなげ、実効性を確保するためには、理念や基本的な考え方をこども施策に反映し、**全ての人とともに一体的・総合的に推進することが不可欠**

✓国の定める「**こども大綱**」に反映するとともに、「**こどもまんなか実行計画**」により具体的な施策を推進

✓こども家庭庁を中心に、関係省庁と緊密に連携し、社会全体の認識共有や具体的な行動の促進を図るとともに、**取り組みのモニタリングやフォローアップ**を行い、**必要に応じ見直すなど、ビジョン実現に向け強力に推進**

はじめの100か月の育ちビジョンの
要旨を紹介した資料です



全文は、こども家庭庁HPを参照ください
https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo_sodachi/



高山市こども政策課

☎ 0577-57-7001

✉ kodomoseisaku@city.takayama.lg.jp

